

小矢部市告示第110号

小矢部市消防団サポート事業実施要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

小矢部市長 桜井 森 夫

小矢部市消防団サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者等の入団促進により消防団員の確保及び拡充を図り、もって小矢部市消防団の活性化を目的に、小矢部市消防団サポート事業（以下、「サポート事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 小矢部市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和51年小矢部市条例第9号）第3条に規定する消防団員（以下「消防団員」という。）及びその同居する家族（ただし、団員証を提示した消防団員と同伴しているときのみとする。）をいう。
- (2) 事業所等 市内の店舗、事業所その他の団体をいう。
- (3) サポート店 サポート事業の趣旨に賛同し、自ら定めた優遇措置を実施する事業所等で、市長が認定及び登録したものをいう。
- (4) 優遇措置 消防団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(登録申請)

第3条 サポート店の登録を受けようとする事業所等は、小矢部市消防団サポート店登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、その内容が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、サポート店として登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置は、消防団員等が対象であること。

2 前項の規定により登録をしたときは、小矢部市消防団サポート店登録台帳（様式第2号）に事業所等名称、所在地、優遇措置その他必要な事項を記録し管理するものとする。

（表示証の交付）

第5条 市長は、前条の規定により登録した事業所等に対し、表示証（様式第3号）を交付するものとする。

（サポート店の表示）

第6条 サポート店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 サポート店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等にサポート店である旨を表示することができる。

（変更等の届出）

第7条 サポート店は、登録内容を変更し、又は廃止しようとするときは、小矢部市消防団サポート店登録変更・廃止届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、サポート店が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したが、前条の規定による届出がなされていないとき。
- (2) 第4条第1項各号に規定する登録基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) その他サポート店として適当でない認められるとき。

2 前項の規定により登録を取り消され、又は前条の規定による廃止の届出をしたサポート店は、速やかに表示証を市長に返却しなければならない。

（遵守事項）

第9条 消防団員は、サポート店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サポート店の指示に従い、団員証を提示し、本人確認を求められたときは運転免許証等身分を証するものを併せて提示しなければならない。
- (2) 団員証は、他人へ貸与又は譲渡してはならない。

(3) 優遇措置に関して、サポート店に強要してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、サポート店に損害を与えたときの責任は、団員証の所有者本人が有する。

(公表)

第10条 市長は、サポート店の事業所名、住所、優遇措置の内容等の事項について、市ホームページ等により公表することができるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 登録申請、登録、表示証の交付その他準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

小矢部市消防団サポート店登録申請書

年 月 日		
(宛先) 小矢部市長		
事業所等所在地 _____ 事業所等名称 _____ 代表者氏名 _____ ⑩ 代表電話番号 _____ (連絡担当者 _____)		
小矢部市消防団サポート事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。		
記		
業	種	
優 遇 措 置	内 容	
	対 象	
優遇措置の開始日		年 月 日
備	考	

備考

- ・ 優遇措置の内容は、連続して6箇月以上提供できる内容を記入してください。
- ・ 優遇措置の対象は、小矢部市消防団団員証を提示した本人と、その同伴している家族に限ります。

小矢部市消防団 サポート店

私たちは、小矢部市消防団の
活動を応援しています。



小矢部市

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

事業所等所在地 _____
事業所等名称 _____
代表者氏名 _____ 印
代表電話番号 _____
（連絡担当者 _____）

小矢部市消防団サポート店登録変更・廃止申請書

小矢部市消防団サポート事業実施要綱第7条の規定に基づき、消防団サポート店の登録（変更・廃止）について、次のとおり申請します。

1 変更内容

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	